

日バス協業第439号
令和2年12月25日

各バス協会会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 三澤 憲一

申請書等に係る押印・署名のあり方の見直しについて

平素より当協会の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、デジタル化時代を見据えたデジタルガバメントの実現のためには、行政手続における押印原則の見直しが喫緊の課題となっている中、政府では、許可申請手続等で求めている押印・署名の見直しを進められておりますが、今般、国土交通省自動車局より道路運送法等に係る申請・届出等の手続における押印・署名のあり方についても見直しを行い、令和3年1月1日以降の申請・届出等について適用することとした旨の通達がありましたので、ご了知の上、貴協会傘下会員事業者へご周知くださいますようお願いいたします。

なお、【別紙】「押印を求める手続の見直し等のための国土交通関係省令の一部を改正する省令」第20条において、道路運送法施行規則に規定されている手続のうち、事業の管理の受委託の許可申請(第21条)、事業の譲渡・譲受の認可申請(第22条)及び法人の合併・分割の認可申請(第23条)については、連署を不要とする改正がありましたので申し添えます。

(問い合わせ先)

公益社団法人日本バス協会業務部 稲田・松浦

TEL:03-3216-4014